

## 令和元年度 意見・要望等解決について

社会福祉法第 82 条の規定により、三根みどり保育園・小規模保育園ゆめのみでは、利用者からの意見・要望・苦情・不満に適切に対応する体制を整えております。

令和元年度における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員へのお申し出の状況について報告いたします。

意見・要望等に対する申出はございませんでした。

令和 2 年 6 月 17 日

社会福祉法人みどり福祉会  
理 事 長 古 賀 悦 郎